

8 介護サービス事業

第1 概要

(1) 制度

介護サービス事業は、平成12年4月に導入された介護保険制度に基づく事業で、保健・医療・福祉にわたる介護サービスを総合的に利用できる仕組として、また、給付（サービス）と負担の関係が明確な社会保険制度として導入された。ここでは、介護報酬により施設の運営費及び整備費が賄われる図表1の施設を対象としている。

図表1 介護サービス事業 施設一覧

施設名	概要
指定介護老人福祉施設	常時介護を必要とする利用者に対し、入浴、食事等の介護、その他日常生活の世話等を行う施設 介護保険法第48条第1項第1号に基づく施設
介護老人保健施設	病状の安定期の利用者に対し、治療より看護や介護を中心に行う施設 介護保険法第8条第25項に基づく施設
老人短期入所施設	施設に短期間入所し、日常生活上の世話等を行う施設 老人福祉法第20条の3に規定し、介護保険法第70条第1項に基づく指定を受けた施設
老人デイサービスセンター	利用者に対し、通所により入浴、給食等のサービスを提供する施設 老人福祉法第20条の2の2に規定し、介護保険法第70条第1項に基づく指定を受けた施設
指定訪問看護ステーション	看護師等を訪問させ、看護に重点を置いた看護サービスを提供するための拠点施設 健康保険法第89条に規定し、介護保険法第70条第1項に基づく指定を受けた施設

(2) 事業数等

介護サービス事業の数は、18事業（法適用1事業、法非適用17事業。）で、前年度と同数である。これを経営主体別にみると、市営12事業、町営4事業及び一部事務組合営2事業となっている（図表2）。

また、施設数は40施設であり、指定介護老人福祉施設7（17.5%）、介護老人保健施設2（5.0%）、老人短期入所施設7（17.5%）、老人デイサービスセンター19（47.5%）及び指定訪問看護ステーション5（12.5%）となっている（図表3）。

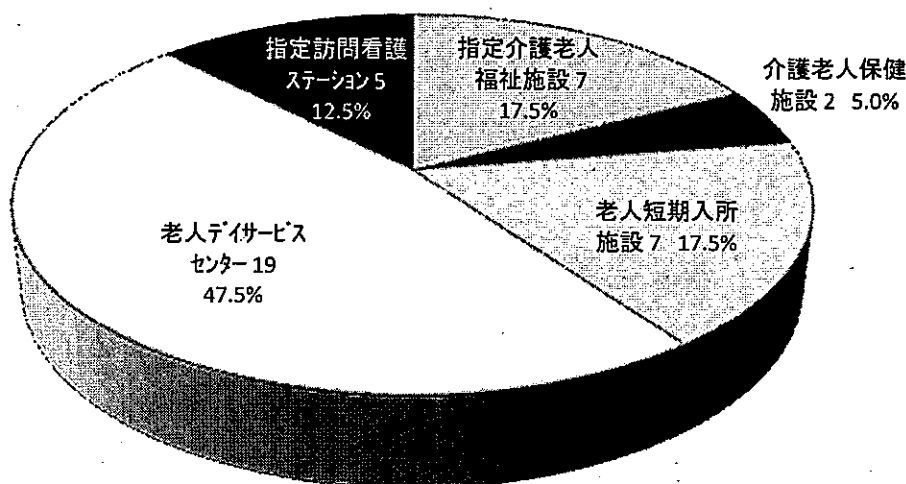
図表2 介護サービス事業の事業数

区分 経営主体	平成23年度				平成24年度				対前年度 比較 (B)-(A)		
	法適用 事業		法非適用 事業		計 (A)		法適用 事業			法非適用 事業	
市	(-) -	(12) 12	(12) 12	(-) -	(12) 12	(12) 12	(0) 0	(0) 0			
町	(1) 1	(2) 3	(3) 4	(1) 1	(2) 3	(3) 4	(0) 0	(0) 0			
一部事務組合	(-) -	(2) 2	(2) 2	(-) -	(2) 2	(2) 2	(0) 0	(0) 0			
計	(1) 1	(16) 17	(17) 18	(1) 1	(16) 17	(17) 18	(0) 0	(0) 0			

(注)1. ()書は、経営主体数である。

2. 介護サービス事業の事業数は、会計単位で捉えている(1つの自治体に2つの会計を有する場合、事業数は2となる。)

図表3 介護サービス事業の施設数
(平成24年度 40施設)



また、介護サービス事業の経営形態を図表1の施設の種別(5施設)にみると、直営で行っている施設は全施設の32.5%に当たる13施設(前年度14施設)、指定管理者制度を導入している施設は全施設の67.5%に当たる27施設(前年度20施設)である。指定管理者制度の内訳は、代行制が13施設(前年度11施設)、利用料金制が14施設(前年度9施設)となっている(図表4)。

図表4 介護サービス事業の経営形態の推移

経営形態	平成23年度			平成24年度			対前年度比較 (B)-(A)
	法適用事業	法非適用事業	計(A)	法適用事業	法非適用事業	計(B)	
直営	2 (5.9)	12 (35.3)	14 (41.2)	2 (5.0)	11 (27.5)	13 (32.5)	△1
指定管理者制度	-	20 (58.8)	20 (58.8)	-	27 (67.5)	27 (67.5)	7
うち代行制	-	11	11	-	13	13	2
うち利用料金制	-	9	9	-	14	14	5
計	2 (5.9)	32 (94.1)	34 (100)	2 (5.0)	38 (95.0)	40 (100)	6

(注) 本表は、図表1の施設の種別(5施設)に、集計したものである。

第2 経営状況

(1) 全体の経営状況

介護サービス事業の収支の状況を見ると、全18事業が黒字であり、収支は1億16百万円(前年度1億18百万円)の黒字となっている(図表5)。

図表5 全体の経営状況

(単位:千円)

区分	23年度(A)			24年度(B)			対前年度比較(B)-(A)		
	法適用事業	法非適用事業	合計	法適用事業	法非適用事業	合計	法適用事業	法非適用事業	合計
(事業数)	(1)	(17)	(18)	(1)	(17)	(18)	(0)	(0)	(0)
黒字額	16,315	102,230	118,545	13,712	103,120	116,832	△2,603	890	△1,713
(事業数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
赤字額	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(事業数)	(1)	(17)	(18)	(1)	(17)	(18)	(0)	(0)	(0)
収支	16,315	102,230	118,545	13,712	103,120	116,832	△2,603	890	△1,713

(注)事業数は、決算対象事業数(建設中のものを除く)である。

法適用事業の額は純損益の額。

(2) 収益的収支【 】内は前年度比増減

<<法適用事業>>

経常利益	13,712千円【16.0%減】
経常利益を生じた事業	1事業
経常損失を生じた事業	0事業
経常収益	298,594千円【1.8%減】
うち料金収入	297,732千円【2.0%減】
うち他会計繰入金	0千円【±0%】
経常費用	284,882千円【1.0%減】
うち職員給与費	208,094千円【0.3%減】
うち減価償却費	7,967千円【2.5%減】

<<法非適用事業>>

総収益	3,360,946千円【1.6%増】
うち料金収入	2,587,419千円【1.6%増】
うち他会計繰入金	643,068千円【4.9%増】
総費用	3,335,901千円【1.3%増】
うち職員給与費	1,066,001千円【0.4%増】
うち支払利息	142,871千円【5.4%減】

(3) 資本的収支【 】内は前年度比増減

<<法適用事業>>

資本的収入	0千円【±0%】
うち企業債	0千円【±0%】
うち他会計繰入金	0千円【±0%】
資本的支出	3,810千円【40.6%増】
うち建設改良費	3,810千円【40.6%増】
うち企業債償還金	0千円【±0%】

<<法非適用事業>>

資本的収入	659,799千円【7.4%増】
うち地方債	9,000千円【皆増】
うち他会計繰入金	624,083千円【2.2%増】
資本的支出	670,445千円【7.0%増】
うち建設改良費	41,531千円【306.6%増】
うち地方債償還金	623,223千円【1.5%増】

図表 6 介護サービス事業の経営状況

①前年度との比較

(単位:千円)

		H23 (a)	H24 (b)	対前年度増加率 (b)-(a)/(a)
収益的 収支	総 収 益 (A)	3,612,878	3,659,540	1.3%
	料 金 収 入	2,850,322	2,885,151	1.2%
	他会計繰入金	613,120	643,068	4.9%
	総 費 用 (B)	3,579,541	3,620,783	1.2%
	職員給与費	1,270,276	1,274,095	0.3%
	支払利息	151,072	142,871	△5.4%
収 支 差 引 (C)=(A)-(B)		33,337	38,757	16.3%
資本的 収支	資 本 的 収 入 (D)	614,507	659,799	7.4%
	地 方 債	0	9,000	-
	他会計繰入金	610,482	624,083	2.2%
	資 本 的 支 出 (E)	626,759	670,445	7.0%
	建設改良費	10,215	41,531	306.6%
	地方債償還金	614,300	623,223	1.5%
収 支 差 引 (F)=(D)-(E)		△ 12,252	△ 10,646	13.1%
収 支 再 差 引 (G)=(C)+(F)		21,085	28,111	33.3%
収 益 的 収 支 比 率		86.1%	86.2%	0.1%
積 立 金 (H)		54	28	△48.1%
前年度からの繰越金 (I)		97,514	88,749	△9.0%
前年度繰上充用金 (J)		0	0	-
形 式 収 支 (K)=(G)-(H)+(I)-(J)		118,545	116,832	△1.4%
翌年度繰越財源 (L)		0	0	-
実質収支 (M)=(K)-(L)		118,545	116,832	△1.4%
職 員 数		243	237	△2.5%
事 業 数		18	18	-
実質収支黒字団体		9	7	△22.2%
実質収支赤字団体		0	0	-
実質収支0の団体		9	11	22.2%

(注) 1. 介護サービス事業は、会計数を事業数とみなす。

2. 法適用事業は収益的収支のみ加えている。

②介護サービス施設種別

(単位:千円)

		指定介護老人 福祉施設	介護老人 保健施設	老人短期 入所施設	老人デイサービス センター	指定訪問看護 ステーション	計
収益的 収支	総 収 益 (A)	1,632,032	960,552	316,587	610,917	139,452	3,659,540
	料 金 収 入	1,402,250	554,261	301,272	541,833	85,535	2,885,151
	他会計繰入金	220,343	310,208	14,242	44,366	53,909	643,068
	総 費 用 (B)	1,630,064	954,846	301,033	593,410	141,430	3,620,783
	職 員 給 与 費	469,480	576,816	41,847	64,532	121,420	1,274,095
	支 払 利 息	38,100	79,662	7,481	17,628	0	142,871
収 支 差 引 (C)=(A)-(B)		1,968	5,706	15,554	17,507	△ 1,978	38,757
資本的 収支	資 本 的 収 入 (D)	268,349	202,792	49,603	139,055	0	659,799
	地 方 債	0	0	0	9,000	0	9,000
	他会計繰入金	246,602	202,792	45,936	128,753	0	624,083
	資 本 的 支 出 (E)	268,349	202,792	55,294	144,010	0	670,445
	建 設 改 良 費	24,971	0	4,401	12,159	0	41,531
	地 方 債 償 還 金	243,378	202,792	45,202	131,851	0	623,223
収 支 差 引 (F)=(D)-(E)		0	0	△ 5,691	△ 4,955	0	△ 10,646
収 支 再 差 引 (G)=(C)+(F)		1,968	5,706	9,863	12,552	△ 1,978	28,111
収 益 的 収 支 比 率		87.1%	83.0%	91.4%	84.2%	98.6%	86.2%
積 立 金 (H)		0	0	0	28	0	28
前年度からの繰越金 (I)		2,560	22,523	26,531	26,849	10,286	88,749
前年度繰上充用金 (J)		0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (K)=(G)-(H)+(I)-(J)		4,528	28,229	36,394	39,373	8,308	116,832
翌年度繰越財源 (L)		0	0	0	0	0	0
実質収支 (M)=(K)-(L)		4,528	28,229	36,394	39,373	8,308	116,832
職 員 数		82	115	5	14	21	237
施 設 数・(事業数)		7	2	7	19	5	(18)
実質収支黒字団体		1	2	2	5	0	(7)
実質収支赤字団体		1	0	0	0	0	(0)
実質収支0の団体		5	0	5	14	5	(11)

(注)1. 介護サービス事業は、会計数を事業数とみなす。

2. 指定介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設の法適用事業は、収益的収支のみ加えている。

(4) 職員数

職員数は237人で、前年度(243人)に比べ6人減少している。これを職種別にみると看護職員は53人、前年度(51人)に比べ2人増加している。また、医師は5人、前年度(8人)に比べ3人減少しており、介護職員が136人で、前年度(138人)に比べ2人減少している。それ以外の介護支援専門員、理学療法士又は作業療法士、その他職員は、それぞれ前年度に比べ1人減少し、事務職員は横ばいで推移している(図表7)。

図表7 職員数の状況(法非適用事業)

(単位:人%)

職種	年度	H22	H23	H24	対前年度増加率		
					H22	H23	H24
医師		7	8	5	250.0	14.3	▲37.5
看護職員		51	51	53	▲5.6	-	3.9
介護職員		137	138	136	3.0	0.7	▲1.4
介護支援専門員		10	9	8	-	▲10.0	▲11.1
理学療法士又は作業療法士		8	8	7	-	-	▲12.5
事務職員		11	10	10	10.0	▲9.1	-
その他職員		19	19	18	-	-	▲5.3
計		243	243	237	3.0	-	▲2.5

第3 今後の課題

介護サービス事業は、それぞれの実情に応じ、地方公共団体自ら設置、運営していくもので、様々な事業形態が存在している。高齢化が進み、介護サービス事業に対する要求が高まる中においても、公営事業として運営していく以上、その施設の設置、運営に当っては、独立採算による経営が原則である。現在、全事業が黒字事業であるが、収支均衡を図るため他会計から繰入れを行っている事業も多い。このことから、繰入金が多額にならないように留意しつつ、今後、介護サービスの提供の在り方の検討を続けていく必要がある。